

## 第 50 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

### 1 開催日時及び場所

日時： 令和 8 年 2 月 17 日（火） 13:30 ～ 16:40

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

### 2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、久城真代、郷野智砂子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、大井田寛、木幡光範、増村健一、三浦秀樹

### 3 会議の概要

#### （1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けた青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP180、イソシクロセラム、グルホシネート及びシクロピラニルを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3 ～ 6）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）イソシクロセラムについて、ミツバチに対する毒性の強さから注意事項を要すると評価されており、施設内で利用する場合も影響が生じないように適切な対応を取る必要があると思われる。このような観点の注意事項等に関しては、農薬分科会における議論の対象ではないという認識でよいか。

（回答）施設内で使用されるハナバチについては、自ら安全配慮ができるため、御認識のとおり。

（質問）イソシクロセラムについて、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根に比べてだいこん類（ラディッシュを含む。）の葉の残留農薬基準値が高い理由は、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉の摂取量が少ないからか。

（回答）提出された作物残留試験の結果、葉の残留濃度が高かったことによる。いずれの残留濃度についても、摂取量が ADI 及び ARFD を超過しないことを確認のうえ、残留農薬基準値が設定されている。

（質問）イソシクロセラムは 4 種類の異性体の混合物であるが、どのように評

価されているのか。

(回答) 毒性試験は4種類の異性体の混合物で行われている。農薬原体部会では、農薬原体中の異性体比を踏まえて原体規格が設定されており、各種代謝試験においては、異性体比の顕著な変化は認められなかったことが確認されている。以上により、各異性体の比を含めて評価されている。

(質問) グルホシネートに公園、堤とう等で使用する場合に関する注意事項が付されているが、農薬は田畑や果樹園以外では使用されないのではないのか。

(回答) 植栽管理のため、公園、堤とう等で使用される場合がある。

(2) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたグルホシネート、ジカンバ（別名MDBA）及びピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料7～9）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) グルホシネート（資料7）について、農薬原体中のグルホシネート酸の分析法の記載ぶりが資料5と異なるが、実質的には同じものか。

(回答) 資料7と資料5では製造者が異なり、別々の分析法の試験成績が提出された。いずれの分析法も、科学的に妥当であることが確認されている。

(3) 農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたフェンメディファムを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取に関する資料」（資料10）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 農薬原体の製造者が2社とのことだが、各社からそれぞれ試験成績が提出されているのか。

(回答) 然り。

(質問) 農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の各毒性指標値については、どのように評価しているのか。

(回答) 各部会において専門的立場から評価が行われている。

(4) 令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正について

事務局より、「農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準の変更に係る意見聴取について（諮問）」（資料 11）に基づき、当該基準を農薬使用者に対する「暴露量」に限定しているところ、土壌くん蒸剤のように気体になって薬効を示し、吸入による暴露が主体となる農薬の評価事例を踏まえ、「暴露濃度」も含むことができるようなものに変更することについて説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 土壌くん蒸剤の薬効は、暴露濃度に加え、暴露時間を考慮した積算濃度に依る。農薬使用者に対する影響評価においても暴露時間を考慮して評価しているのか。

(回答) 作業時間中の平均暴露濃度を用いており、暴露時間も考慮して評価している。

(5) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への対応について

事務局より、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs）について」（資料 12）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) POPs 条約においてクロルピリホスが議論されることとなった契機は何か。

(回答) 具体的な契機については承知していないが、データに基づき追加が判断されたものと認識。

(質問) 実際に被害が生じた事例はあったのか。国内でクロルピリホスを有効成分として含有する農薬の登録が失効した理由は何か。

(回答) 当該農薬による事故は承知していない。また、失効の理由はメーカー都合と理解している。

(意見) 長く使用されてきた農薬であり、実際に被害が生じた事例は承知していない。農薬メーカーは、附属書 A にクロルピリホスが追加される動向を踏まえ、流通事業者等と協力して回収を進めているところ。

(質問) 米国は POPs 条約を批准しているのか。クロルピリホスは米国で農薬登録されているのか。

(回答) 米国は POPs 条約を批准していない。クロルピリホスは米国で農薬登録

されている。

(質問) 今まで登録されてきた農薬について、突如、安全上の問題から販売及び使用を禁止するとなると、他の農薬に安全上の問題はないのかとの懸念が生じる可能性がある。誤解を招かないように周知する必要がある。

(回答) 国際的なルールに則って禁止するものであり、誤解を招かないよう丁寧に説明したい。

(質問) 食品中の残留農薬基準値は変更されるのか。

(回答) 消費者庁が要否を検討することとなる。

(質問) 流通事業者等を通じて自主回収を開始しているとのことだが、当該農薬はホームセンターでも販売されているのか。その場合、回収についてどのように周知されているのか。

(意見) ホームセンターも含めて回収済み。農家在庫の回収も進めている。

(6) 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案についての意見・情報の募集の結果について

事務局より、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案の意見・情報の募集についての意見・情報の募集の結果について(案)(資料13)に基づき、パブリックコメントにおいて寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について説明。案のとおり、パブリックコメントの結果公示等の所要の進めることについて了承された。

質疑応答なし。

(7) 「農薬分科会における利益相反の防止について」の様式の変更について

事務局より、「農薬分科会における利益相反の防止について」の様式の変更について(案)(資料14)に基づき、利益相反申告書の様式の変更について説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 利益相反となり得る農薬が複数ある場合、利害の詳細を記載する表は、農薬ごとに分けて記載する必要があるか。

(回答) 利害の詳細の内容が共通であれば、複数の農薬をまとめて記載することは可能と考える。

(8) 農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、5-ニトログアイアコール・o-ニトロフェノール・p-ニトロフェノールを有効成分として含む農薬の登録、アシベンゾラルS-メチル及びジクロルプロップを有効成分として含む農薬の変更の登録、オキサミルを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料15-1）、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」（資料15-2）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料15-3）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料15-4）に基づき説明し、了承された。

質疑応答なし。

(9) 「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について(報告)

農薬原体部会の委員より、「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について(報告)」（資料16）に基づき、農薬原体部会で農薬原体の同等性を審議した際には、その審議結果を踏まえ、必要に応じ、次回以降に同等性を審議する際の参照元となる規格（参照規格）を更新することとした農薬原体部会決定の改正について、報告。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 参照規格を更新した後、当初の製造方法に戻す場合には、当初の農薬原体は参照規格を満たさないこととなるのか。

(回答) 参照規格の更新では、当初の農薬原体の規格と同等性を確認した農薬原体の規格を組み合わせた規格とするため、当初の農薬原体も参照規格を満たすこととなる。

(10) 生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について  
(答申の報告)

環境省事務局より、「生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について（答申の報告）」（資料17）に基づき、生活環境動植物を対象に、繁殖能を含む個体群の存続への影響の評価を導入することについて説明。

委員からの主な質問及び意見と環境省事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) ユスリカにも導入するのか。

(回答) ユスリカへの急性影響に関する試験は平成28年に導入済み。今回導入する長期的な暴露の影響に関する評価の対象には、ユスリカは含まれ

ていない。

- (質問) 鳥類への影響に関する評価のための試験を実施できる試験施設は、十分にあるのか。
- (回答) 再評価 2 巡目を待たずに評価の対象とする農薬は、既存の試験から影響が懸念されるものに限定する。再評価 2 巡目に向け、試験施設における実施可能性についても考慮のうえ、導入したい。
- (質問) 再評価 2 巡目を待たずに評価を行う農薬について、その具体的な基準は何か。
- (回答) 水域の生活環境動植物については、急性影響に係る登録基準が水域 PEC と近接しているもの等、陸域の生活環境動植物については、既存の鳥類繁殖毒性試験で得られた毒性値から試算された長期影響濃度が予測長期暴露量と近接しているもの等が該当する。詳細は参考資料 6 の別紙に記載のとおり。
- (意見) 新たに必要となる試験について実施可能な試験施設が少ないと承知している。適切な経過措置を設けていただきたい。
- (回答) 試験の実施可能性等を踏まえ、適切に対応したい。
- (意見) 再評価 2 巡目を待たずに評価の対象とする農薬について、再評価の遅延が生じないように配慮いただきたい。
- (回答) 既に再評価のための資料を提出済みの農薬については、今回導入する評価は再評価とは切り離して行う。今後、再評価のための資料を提出する農薬については、再評価の円滑化の観点も考慮し、開始時期を検討したい。
- (意見) 陸域の生活環境動植物について、暴露の実態を把握できるモニタリング調査の方法を検討していただきたい。
- (質問) 欧米では既に導入されている評価方法なのか。
- (回答) 導入済み。
- (意見) 急性影響が生じない低濃度での長期暴露によりトンボ等に影響が生じた事例がある。世界の動向も踏まえ、環境省中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会において、試験供試生物の妥当性も議論したうえで今般の評価を導入することとした。
- (質問) 導入に向けた今後のスケジュールは。
- (回答) まず「農薬の登録申請において提出すべき資料について」(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知) に評価に必要な試験を追加する。再評価 2 巡目を待たずに評価の対象とする農薬については、該当する農薬製造者に通知する。
- (質問) 欧米と日本では気候が異なるが、欧米に合わせた評価の導入により、食料安全保障が脅かされることとならないか。
- (回答) 科学的知見に基づいてリスク評価を行い、これを踏まえて使用方法も含めどのようなリスク管理が必要なのかを検討することとなる。

## (11) その他

特になし。

(以上)